

草津町信用保証料緊急経済対策補助金について

草津町では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者（以下「事業者」という。）が、セーフティネット4号、5号及び危機関連保証認定関連の融資を受ける際に、信用保証協会に支払う信用保証料について補助を行います。

1 補助の条件

- 1) 補助対象となる関連融資（信用保証の付与が必要な融資）
次に掲げる融資を受ける草津町内に住所（法人の場合は、本店の所在地）を有する事業者であり、信用保証料を一括で支払ったもの。
 - ① 突発的災害等による業績悪化事業者支援の融資（セーフティネット4号認定関連融資資金）
 - ② 不況業種支援の融資（セーフティネット5号認定関連融資資金）
 - ③ 危機関連保証に係る融資（中小企業信用保険法第2条第6項認定関連融資資金）
- 2) 町税を滞納していないこと
- 3) 補助額等について
融資金額は、1,300万円又は月商の3か月分相当額のうち低い額を上限（借換に係る部分は対象外とする。）とします。
それに対する信用保証協会への保証料について全額補助を行います。
ただし、同一資金の借入が2回以上ある場合は、1回の資金借入にかかる信用保証料に限るものとし、小口資金については、対象外とします。

2 申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、融資を借り入れた日から起算して1か月以内に草津町信用保証料緊急経済対策補助金交付申請書兼実績報告書に、次の資料を添えて町に申請してください。

- ア 信用保証決定のお知らせ等（信用保証協会発行のものの写し）
- イ 取扱金融機関による信用保証料の支払い状況証明又は信用保証料を支払ったことが確認できるもの（融資計算書等の写し）
- ウ 草津町長が発行する納税証明書（「町税の滞納がないことの証明」で、発行後1か月以内のもの。写し可）

3 補助対象期間

令和2年3月1日～令和2年9月30日（3月1日まで遡って、補助対象とします。）

4 補助金の交付決定の取消し等

補助金の交付決定又は交付を受けた事業者が、次のいずれかに該当したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- ア 事業者が繰上償還などにより信用保証協会から信用保証料の返還を受けたとき
- イ 事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- ウ 前各号のほか、補助金を交付することが不適当と認める事実があったとき

5 その他

資金の融資を受けるに当たっては、金融機関等において個別の審査があります。まずは金融機関で詳しいことをご確認ください。

問合せ先：草津町総務課（0279-88-0001）